

「振替決済口座管理規定」一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成23年10月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
株式等振替決済口座管理規定	株式等振替決済口座管理規定
<p>第1条～第36条 [現行どおり] (解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [現行どおり]</p> <p><u>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(7)～(9) [現行どおり]</u></p> <p>2、3 [現行どおり]</p> <p>第38条～第41条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p>	<p>第1条～第36条 [略] (解約等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [略] [新 設]</p> <p><u>(6)～(8) [略]</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>第38条～第41条 [略]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>
国債振替決済口座管理規定	国債振替決済口座管理規定
<p>第1条～第15条 [現行どおり] (解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) [現行どおり]</p> <p><u>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(5)～(7) [現行どおり]</u></p> <p>第17条、第18条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>	<p>第1条～第15条 [略] (解約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1)～(3) [略] [新 設]</p> <p><u>(4)～(6) [略]</u></p> <p>第17条、第18条 [略]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>

新	旧
<p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第5条 〔現行どおり〕 (振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)～(4) 〔現行どおり〕</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4、5 〔現行どおり〕</p> <p>第7条、第8条 〔現行どおり〕 (抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。 (元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、<u>金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。</u>以下同じ。）及び利金を取り扱うものの償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代って支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。</p> <p>第11条～第15条 〔現行どおり〕 (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、</p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第5条 〔 略 〕 (振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)～(4) 〔 略 〕</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p>3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4、5 〔 略 〕</p> <p>第7条、第8条 〔 略 〕 (抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。 (元利金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うものの償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代って支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。</p> <p>第11条～第15条 〔 略 〕 (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、</p>

新	旧
<p>当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [現行どおり]</p> <p><u>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(7)～(9) [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>第17条～第20条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第9条 [現行どおり] (償還金の受入れ等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（<u>金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。</u>）の支払いがあるときは、当社がお客様に代って発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</p> <p>第11条～第15条 [現行どおり] (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [現行どおり]</p> <p><u>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p>	<p>当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [略] [新 設]</p> <p><u>(6)～(8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第17条～第20条 [略]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第9条 [略] (償還金の受入れ等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金の支払いがあるときは、当社がお客様に代って発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</p> <p>第11条～第15条 [略] (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [略] [新 設]</p>

新	旧
<p>(7)～(9) [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>第17条～第19条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第8条 [現行どおり] (抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。なお、当社は、お客様からの投資信託受益権の解約請求は取り扱いません。</p> <p>第10条～第15条 [現行どおり] (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [現行どおり]</p> <p><u>(6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(7)～(9) [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>第17条～第19条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成23年10月1日 一部改定</p>	<p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第17条～第19条 [略]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第8条 [略] (抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。なお、当社は、お客様からの投資信託受益権の解約請求は取り扱いません。</p> <p>第10条～第15条 [略] (解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(5) [略] [新 設]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第17条～第19条 [略]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>